

◎開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎陳情第16号の継続審査の申し出について

○石山米男 議長 日程第1、陳情第16号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについては、厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎陳情第17号～議案第154号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第2、陳情第17号柳田地区における新ごみ処理統合施設候補地の白紙撤回要求についてより、日程第19、議案第154号平成22年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）までの18件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（22番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 厚生常任委員長 厚生常任委員会に付託になりました案件につきまして、委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして、厚生常任委員会に付託になりました陳情11件、議案8件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第24号、陳情第27号及び陳情第28号の8件につきましては、同趣旨のものでありますので、一括議題として審査いたしました。

審査を深めるために、陳情提出者等で構成する連絡協議会の代表に派遣の要請をし、9日に参考人としてお一人から委員会に出席していただいて、陳情の趣旨についてお伺いしました。

また、10日には五十嵐忠悦横手市長から、これまでの経過と今後の進め方についてお聞きしております。

市長に対する質疑の中では、多くの住民が反対署名をし、陳情が提出されていることを市当局は重く

受けとめ、今後、地域住民に対し、誠心誠意説明を尽くしていくべきではないかとする議論が、複数の委員から出されました。

主な意見を申し上げますと、説明会の開催がおくれたことなどの不手際があったことは議会としてもおわびしなければならない。これだけの大事業であり、大切な事業だということは、反対されている方々も当然理解はしている。なぜ、反対なのかというと、そこに市長の顔なり、市長のメッセージが見えてこないからだ。市長はみずから出向いて、ひざを交えた話し合いをするべきではないか。

現在稼動している処理施設では、これまで何度も改良しながら、住民が協力してやってきた経緯がある。どうすれば、地域住民の理解が得られるのか当局は真剣に考えなければならない。

ごみ処理統合施設の建設をめぐる栄地区が分断され、後々までしこりが残ってしまうのではないかと大変残念な思いだ。

私もごみを出す市民の一人であるが、ごみ処理施設は必要な施設なので、10万市民はどこかで必ず協力し合わなければならないと思う。

技術が進歩しているとはいえ、住民が安全性について心配するのは当然のことだ。市長は地域住民に思いを伝え、やりとりを重ねていく中で、方向性が見出される。議会と首長の覚悟が連携したときに、初めて前に進んでいけるのではないか。

仮に不採択になったとしても、これですべてがこのまま進んでよいという判断をしたことには、決してならないと思っているなどの意見がありました。

討論では、立身委員より、本陳情に賛成する。反対者の気持ちは、理屈ではなく不安や疑問に当局がこたえていないための憤りが根っこにある。市長は、住民にみずから誠意を示して説明すべきだ。反対者と賛成者による地区内での確執も深まっており、白紙撤回を求める市民の声は無視できないとの討論がありました。

また、齋藤委員からは、本陳情に反対する。施設をつくるための準備としての市の対応への不満と、施設の必要性とは話を分けて考えるべきだ。ごみ処理施設そのものが、現在の市民生活の中では、なくてはならないライフラインの一つであること、既存の3施設の老朽化に伴い、毎年数億円の修理費がかかっていること、引き続き利用していくとすれば、1施設10億円もの修理費が必要とされ、それがすべて血税であること、財政に有利な合併特例債の使用期限が迫ってきていること等々を考えた場合、現時点での白紙撤回はますます事態を混迷させることになりかねない。一番大事なのは、地元の方々から不安を取り除く努力をすることであるが、反対されている方々が話し合いのテーブルに着いてくれない限り先には進まない。将来のごみ対策を考えるならば、白紙撤回ではなく、事業計画の速やかな遂行と地元要望にこたえていくことの二本立てで進めていくべきと思うとの討論がありました。

また、堀田委員からは、本陳情に賛成する。施設に関して当局ではクリーンで安心、安全だと懸命に説得しているようであるが、説得するだけでは、物事は解決できない。反対者の方々に納得してもらう必要がある。これまでに例のない反対運動の盛り上がりや数千名もの署名を添えて陳情が提出されたこ

とから考えると、一たん白紙撤回し、あらゆる面で、もっと多くの話し合いをする必要があるとの討論がありました。

陳情第17号について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第18号、陳情第19号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第24号、陳情第27号及び陳情第28号の7件については、さきに議決した陳情第17号と同趣旨のものでありますので、これを同一の議決をしたものとし、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第29号では、国の財源についての傾向が変わっていない中で、現段階で年金そのものが根本的に変わることはなり得ないのではないかとの意見がありました。

討論では、立身委員より、本陳情に賛成する。収入の多い人に応分の負担をお願いすることで、財源は生まれる。高齢化が高い当市において深刻な今の状況を何とかしなければいけないという意味で願意は妥当と考えるとの討論がありました。

また、齋藤委員からは、本陳情に反対する。願意は妥当としても、財源を含め、これは市議会の立場を踏み越えたところの議論が必要になり、市が率先してやるべきことではないとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第30号では、意見はなく、討論では立身委員より、本陳情に賛成する。政府は2013年度にこの制度を廃止して86%の人を広域化、都道府県単位の国保に移す計画を出した。第二段階では、75歳未満の人の今凍結している医療費の窓口負担を2割負担にするなど、国民にとって最悪の状況に向かおうとしているとの討論がありました。

また、齋藤委員からは、本陳情に反対する。国の財源についての議論をなくして、市議会から意見書を送付することは、市議会の越権であり、今の段階では間違いだとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第132号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第3条から指定管理について、これからできる仮称児童センターに関しては、どのように考えているかとの質疑があり、当局より3条、4条の指定管理の部分は、現在の21の児童館のうち大部分が指定管理されているので、その関係で条項として入れた。児童センターは市直営で進めていくことで考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第136号では、100歳、88歳の実績とこれからの見込みについての質疑があり、当局より、100歳、88歳の順に申し上げると、18年度は13人と355人、19年度は15人と496人、20年度は16人と535人、21年度は13人と569人、22年度は見込みも含めた数字で36人と614人。これからの推計は、23年度は100歳が24人、88歳が680人、24年度が27人と771人、25年度は28人と815人、26年度は30人と812人、27年度は32人と890人で推移すると見ている。特に88歳は急激な伸びを示しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第137号では、今後も順次グループホームをつくらなければいけないのかとの質疑があり、当局より、もしできるなら民間の方々でつくっていただけるのが一番よいと思うが、改修だけでも800万から1,000万円を要する状況である。民間で補助金を活用し改修し、運営できるか、その点を踏まえ、市のかかわりを含め、検討していきたいとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第147号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、医療費が見込みを下回ったことについて、どう分析しているのかとの質疑があり、当局より、医療費全体の伸び率は、平成20年度が前年度に対して4.35%伸びているのに対し、平成21年度は0.43%におさまった。ある程度の伸びを見込んでいたが、見込みを下回ったため、療養給付費等負担金が返還となった。

今年度4月から9月までの状況は、診療報酬改定により一般分で前年度より6.9%増加している。レセプト件数は減っていることから、入院費の増加が原因と思われるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第148号では、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第149号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、施設の増加状況と今後の見込みについての質疑があり、当局より、平成21年度中で単独ショートステイが2施設合わせて64床増えている。このほか、4月から稼働している小規模特養でも20床のショートステイがある。ショートステイについては、4期計画の中でこれほどの増加を見込んでいなかった。これらの新たなショートステイ84床分で1年間当たり1億8,000万円ぐらいの介護給付費が必要になると見込んでいる。このほか44床の介護付き優良老人ホーム1施設、重度の要介護認定者を対象とした36床の有料老人ホーム1施設が増えている。今後については、事前相談分も含め4事業所でショートステイ100床ほどと公募の小規模特養が見込まれるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第150号では、ユー・ホップハウス作業場の増築についての質疑があり、当局より、ユー・ホップハウスは当初定員20名の規模で建築されている。現在は、48名が通ってきている状況だ。この後、大和更生園からグループホームに移る5名の方々がユー・ホップに通うと50名を超えることになり、手狭なため作業場を増築するものであるとの答弁がありました。

また、大和更生園の指定管理の方向性、授産開拓用務員についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第154号では、横手病院の工事の延長についての質疑があり、当局より、平成20年度当初予算に計上したときは、2カ年の予定であったが、着工が予定より若干延びたために3年間の継続費で変更のお願いをしたという経緯があった。今回3年間で工事を進めてきたが、3B病棟の改修工事が

リユームが増えたり、保健所の検査のスケジュールの関係等で少しずつ延びてしまったため、来年5月までの4カ年の継続費というお願いをせざるを得なくなったとの答弁がありました。

また、公用車の購入、建築に伴い処分する資産、病院の中長期戦略などについての質疑があり、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） ごみ処理場の陳情の件について、お伺いをしたいと思います。

ここに書かれて報告あります6点については、議会の立場から、もっともなご意見だというふうには判断いたします。そこで、今この陳情について、採決ではなくて、もう少し状況を見守るべきではないのか、あるいは市側と陳情者側の代表と、厚生常任委員会になるのかどうか、これは後で決めなきゃならないのでしょうか、議会も入った3者の協議の中で話を進めていくためのいわゆる委員長からの提案、あるいは委員からの審査をさらにしばらくの間、時間をかけて議論をしていくべきであるというふうなご意見はなかったのかどうか、その点について、ひとつお伺いをしたいと思います。

○石山米男 議長 委員長。

○寿松木孝 厚生常任委員長 ただいまの中で、何点かあったわけですが、その陳情の延長についてでございましたが、陳情の趣旨は白紙撤回で、しかも10月に、もう提出されております。そこから始まりまして、今議会に付託になった、そのような経緯の中から、これは私の私見だけではなく、委員会の中でもきちんとした一定の方向性を出すべきであろうという意見が大勢だったというふうに、私は判断しております。そういう中で、できるだけ多くの情報をいただきながら、そして透明性を持ちながら、公平さを欠かない形の中で審議をしなければいけない、そのような考え方の中で、参考人という形で陳情の趣旨を説明していただき、細部にわたって討議させていただきました。

また、市長からも改めまして出席いただいて、討議させていただいた、その中で、やはり出てきた問題、そしてこれからしなければいけないことをきちんと精査をした中で、委員会としての一定の判断を下したと、そういう形でとらえていただければありがたいというふうに思います。

内容につきましては、多々申されましたが、こういう一連のことであろうかというふうに判断しますので、この答弁でよろしいでしょうか。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 実は、今今すぐこの場所で決めなきゃいけないということではなくて、建設は必要でありますけれども、まだもう少し時間をかけていろんな意見をまとめてみたほうがいいのではないかと、白紙撤回というふうなことでありますけれども、話の中では、歩み寄りだって考えられないこともないと私は判断いたします。そういう意味で、今採決されたわけでありまして、市長をその席に呼んだということでもありますので、市長からどのような今後の対応についての話があったのか、

報告ありませんでしたので、その点もお伺いをしておきたいと、こういうふうに思います。

○石山米男 議長 委員長。

○寿松木孝 厚生常任委員長 市長の対応につきましては、さまざまな議論の中で、市長のほうもできるだけ市民のほうに出向いて、ひざを交えた中で話をしてみたいと、一生懸命取り組んでいきたいと、こういう答弁があったというふうに記憶しております。議事録にも載っております。その中で、田中委員が最初におっしゃった部分の中で、陳情の採決をしないで、延ばしてという話の部分ですが、これは委員会も含めて我々議会の中に求められている今の現状の中で、一定の答えを出してくれという形の中で、当然陳情というのは出てきているというふうに私は理解します。これは私個人的な見解になってしまうのですが、そういう形の中の私の思いもありますし、また委員の皆さんの中の話も聞いた中でも、繰り返しになりますが、やはり一定の方向性をきちんと出して、一つずつ対処していく、それが議会の責務であろうというふうなとらえ方の中で今回の決定がなされておりますので、その部分をご理解願いたいというふうに思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから、討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第17号柳田地区における新ごみ処理統合施設候補地の白紙撤回要求についてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第17号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第18号、陳情第19号、陳情第21号、陳情第24号、陳情第27号及び陳情第28号の横手インターチェンジ付近のごみ処理施設建設について並びに陳情第22号柳田インターチェンジ東側へのごみ処理施設建設反対について申し上げます。

既に、同じ内容の陳情第17号が不採択とされておりますので、陳情第18号、陳情第19号、陳情第21号、陳情第24号、陳情第27号及び陳情第28号の横手インターチェンジ付近のごみ処理施設建設について並びに陳情第22号柳田インターチェンジ東側へのごみ処理施設建設反対については、不採択されたものとみなします。

次に、議題となっております案件中、陳情第29号最低保障年金制度の制定を求めることについてを起

立により、採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第29号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第30号後期高齢者医療制度の廃止を求めることについてを起立により、採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第30号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第136号横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第136号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第154号平成22年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第154号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第149号平成22年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第149号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、既に議決されております13件を除く5件について採決いたします。

5件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎請願第8号～議案第151号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第20、請願第8号T P Pの参加に反対することについてより日程第26、議案第151号平成22年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）までの7件を一括議題といたします。産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、当委員会に付託になりました請願1件、陳情3件、議案3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第8号については、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第20号、陳情第25号及び陳情第31号については、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第138号については、主な質疑と答弁を申し上げますと、今までの実際の実費や市の負担分など、当局から一切事前説明がないままでは、特に料金の値上げに関しては理解を得るのは難しいのではないかと。なぜ、このような料金改定の意向があることを前もって伝えていなかったのかとの質疑に対し、当局より、現時点で畜産農家の方々が、ある程度ほかの地域の情報を理解しているようだという事、周知することで数字がひとり歩きをするようなことは避けたいと考えたためであるが、ご指摘のように事前のアナウンスが不足していた点については深く反省したい。隣接の大曲仙北広域、湯沢雄勝広域、本荘由利広域の同じ処理施設は、平成21年と22年の4月に料金改定をしているので、農家の方々については、いずれそういった説明をしながら周知し、理解をしていただきたいと考えているとの答弁がありました。

本案について、佐藤誠洋委員より、横手市の農家に対する応分の負担を求めるという点についてはある程度理解をするが、1点目、余りに唐突であり、農家に対して事前説明がなされていない。2点目、大方の畜産農家は税金を納められている優良農家である。しかしながら、現在決して楽な経営環境にはない。3点目、農家の理解が得られるに足る説明を行ってから、再度提案することを望んで、本案に対しては反対するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。



次に、議案第140号については、補助事業の内容、規模、費用、建設要件等について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第151号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第138号横手市死亡獣畜保冷施設設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

起立ありません。したがって、議案第138号は否決されました。

次に、既に議決されております1件を除く6件について採決いたします。

6件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第14号～議案第155号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第27、陳情第14号国道13号線美砂古交差点の大屋新町側出入り口市道の拡張についてより日程第33、議案第155号平成22年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（15番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 建設常任委員長 建設常任委員長報告を行います。

今定例会において、建設常任委員会に付託になりました陳情1件、議案6件について、その審査の経過と結果についてをご報告申し上げます。

初めに、陳情第14号について、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきもの

と決定いたしました。

次に、議案第139号について主な質疑と答弁を申し上げますと、放置自転車の状況とその対策はどのようになっているのかとの質疑に対し、当局より、今年度は春と夏の2回、放置自転車対策を実施した。放置したまま連絡のとれなかった約50台については、産業廃棄物として処分した。来春3月にも実施予定であり、現在は雨が降ったときに置いていく自転車がほとんどであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第141号については、市営住宅の管理について、今後の見通しと計画はどのようになっているのかとの質疑に対し、当局より、現在1,090戸の住宅を管理している。昭和40年代後半から50年代にかけて建てられたものが大半であり、現在、長寿命化計画を策定中である。各地域局とも協議し、地域の実態や特性を踏まえながら市営住宅の配置を考えていくとの答弁がありました。

このほか、県との機能合体に伴う県営も含めた公営住宅の情報提供や建築確認申請などにおけるメリットについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第142号については、若者定住促進住宅の譲渡を受けた世帯は何世帯か、またそれは住宅だけか、あるいは土地付きかとの質疑に対し、当局より、これまで15戸の住宅を建築し、今回議案となっている3戸を含め9戸を譲渡している。今年度さらに2戸を譲渡する見込みである。また土地については最初に土地相当額を前払い金という形で納付いただいているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第152号については、現在の都市計画事業債の利率はどのくらいかとの質疑に対し、当局より、1.18%から1.19%になっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第153号については、流域下水道の処理槽を増設する一方で、加入率が60%程度にとどまっている。処理能力の余力部分について有効活用する方法を考えているかとの質疑に対し、当局より、加入促進を図ることが第一である。しかし、農業集落排水施設の老朽化が進んだ場合、堆肥化施設の更新にも多額の費用がかかるため、し尿と農業集落排水汚泥を合わせた流域下水道施設への投入について、関係部局を含めて検討を進めているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第155号については、水道計画どおり事業が進んだとしても、未普及地域を抱えている地区にとっては随分時間がかかるように感じる。計画の見直しはあるかとの質疑に対し、当局より、平成19年度に作成した水道事業計画と平成21年度変更認可の事業について年度割をして進めている。とりわけ、雄物川地域については、今年度末には北部地区に中央地区の水を送る予定で現在作業中である。配水管の布設状況を見ながら、可能であれば事業の前倒しも検討しているとの答弁がありました。

また、成瀬ダムの建設いかんによって水道計画は影響を受けるかとの質疑に対し、当局より、ダムに

については、現在、再検討中ということであり、結果がどうなるかわからないが、ダムができるものとして計画を進めていくとの答弁がありました。

また、平成26年度、横手市全体の水道料金が統一されるが、少しでも早く統一した水を供給できるよう整備を進めてもらいたいとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。

7件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、7件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第7号～議案第157号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第34、請願第7号旧館合小学校グラウンド跡地の活用についてより日程第43、議案第157号横手市定住自立圏形成方針についてまでの10件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました請願1件、陳情1件、議案8件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第7号について、主な意見を申し上げますと、土地の売却については議決しているが、残った土地の有効利用ということを考えた場合には、この後のことについては、十分地元の要望を聞きながら進めていただきたいとの意見がありました。

本請願について討論はなく起立採決の結果、起立者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第23号について、主な意見を申し述べますと、この陳情に関しては、過去2回同種の陳情を不採択としているので、今回も不採択としていただきたいとの意見がありました。

本陳情については討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、児童センターを2階よりも上に配置するという提案についての質疑に対し、当局より、この計画については、これまでの要望も踏まえ、庁内関係課の協議の中で確認されてきたことであり、今の段階となって変更はできかねる。子どもたちの安心・安全という点については、運用の中で十分配慮してやっていくように心がけていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、一般職の任期付職員の採用についての質疑に対し、当局より、面接については、募集要項の中に、この募集をする横手の背景や市長の思い、趣旨を詳しく載せる予定である。地元をある程度知っている方は、働いている職員も安心感があるので、こちらに戻ってくる可能性が高い横手出身だとか、秋田県内出身という地元にゆかりのある方のようなAターン系を中心に、積極的に情報発信をしていきたいと思っている。県の産業労働部などと情報交換し、積極的に情報を発信していきたい。また、国全体の経済発展を大きく支えた団塊世代と前後の年齢層も有力なターゲットだと思っている。今回は、市長を初め幹部が直接面接して、その人物をより身近に見ながら最終的に採用の判断をするし、協調性だとかチームの中でより実力を発揮するという事も、面接過程の中でより慎重に見きわめていきたいと考えている。通常の新規職員採用と同様、半年間の仕事ぶりを判断して、職務にきちんと対応できないようであれば、その後の正式な採用はないという半年間の試験任用期間の制度も活用しながら、きちんと見きわめていきたい。今回の募集は、スタッフ系の課長級ということで、すぐ直属の課長なり部長がサポートすることになるので、運営に当たってはチーム力をより発揮できるよう、特に細心の注意を払ってやっていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、職員が病院事務局長になることに不都合があるのかとの質疑に対し、当局より、今まで人事異動で、職員から病院事務局長になることは何ら不都合はなかった。なぜ今回募集するかといえば、これまでは黒字基調の病院経営ができたが、今後も必ずしもそうなるという保障はない中で、一段と厳しくなる自治体病院の経営、運営を見据えて、民間の病院などで経験を踏まれた方など、別の視点を入れながら病院の経営、運営を再構築していかなければならない時期だろうという判断である。そして後継者を育成したいということでご理解をいただきたいとの答弁がありました。

討論では、土田百合子委員より賛成の立場で、自治体も大変厳しい運営状況の中、生き残りをかけた苦渋の決断であるかと思う。これまでのいろいろな経験を生かして、ぜひ成功させていきたい。ただ、市の職員の人材育成にも力を十分入れることを申し上げて、賛成するとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、基金の運用条項についての質疑に対し、当局より、今回の条例の中には繰替運用もあるので、毎年の基金の取り崩しでなくて、運用上

は他の普通の資金に融通することはあるが、条例に記載したとおり、原則は地域局等の庁舎の償還に充てると考えている。また、この基金自体は償還まで持ち続けることを考えており、平成27年までに建設したものについても償還が終わるのは20年後になるので、持ち続けながら、地域局庁舎、地域公共施設の改築等に充当することも可能と考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第143号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第144号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、福祉環境部が市民生活部と健康福祉部になることで、何が改善されるのかとの質疑に対し、当局より、現在は、福祉環境部長のもとに、部長級の福祉事務所長がいる体制で、福祉環境部長が大雄庁舎におり、福祉事務所が大森庁舎、生活保護関係が横手庁舎とかなり分散しており、決裁の流れもよくない状態となっている。市民生活部と健康福祉部とすることで、業務の流れや意思決定のスピードアップが図られるものと思っている。また、健康福祉部は、福祉六法を所管する福祉事務所と健康推進課で構成され、子育てや高齢者対策といった分野では、福祉と健康がより連携がとりやすくなる。市民にとってもこれまでよりわかりやすい組織となり、事務事業も円滑に進むというメリットを考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第145号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第156号について、当局より、地区への説明が足りないのではとの指摘をもらった後は、10月25日から31日まで5回に分けて、地区内で説明会を開催し、理解を得るように努めた。説明会では、市の説明が遅かったことに不満はあるが、福祉施設建設には反対しないとの声が大勢だったので、説明会の状況と市の方針を館合地区全戸にチラシにて配布している。文化財収蔵及び集会所として使用されている校舎部分、体育館、土田萬助翁頌徳碑、一高寮歌碑、ツキの木は当然残るし、市道側の桜の木も伐採しないという条件となっている。議案提案の際、議員から指摘された、学校敷地全体の半分相当を大正9年に寄附いただいた土田萬助様ご家族へのことについては、100年近くにわたり学校用地として利用させていただいたお礼、閉校後10年にわたり、残土置き場としていたことをおわび、並びに今後福祉施設用地として活用させていただきたく伺いたいと伝えたところ、土田様から、福祉施設として利用いただけるのであれば異存はないとの電話をいただきましたとの説明がありました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、今回のような地元への説明責任について、指針を出すべきではないかとの質疑に対し、当局より、今回の事案も含め、説明の仕方あるいはタイミング等々に不具合があったことは反省している。土地の処分など、地域に変化が生じる場合には、地域の皆さんに説明してや

っていくということで肝に銘じていきたいと思う。指針などについては、遅くとも3月議会の前までに  
つくる方向で内部調整をしたいとの答弁がありました。

また、売却する土地以外の部分について、十分地元の意見を聞きながら有効利用するように対応をと  
っていただきたいとの話がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いた  
しました。

次に、議案第157号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、形成方針はいつまでかとの質疑に  
対し、当局より、この形成方針は共生ビジョンと同じくおおむね5カ年である。共生ビジョンの事業が  
終わったら、この形成方針は議会の議決を経て廃止するとの答弁がありました。

また、共生ビジョンについてとの質疑に対し、当局より、この方針はあくまでも総論という位置づけ  
で、これから策定する共生ビジョンでは各論として、具体的なおおむね5カ年間の計画を示したいと思  
っている。ビジョンも5年間という長いスパンの計画なので、常に見直しを図るつもりである。3月ま  
でビジョンを一たんつくるが、変更なり見直しなりは当然あり得ることなので、横手市の実態に合うよ  
うな事業を取り入れていくということで進めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、病院群輪番制事業についてなどの質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いた  
しました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。7番立身議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 議案第130号横手市一般職の任期付職員の採用に関する条例案に反対の立場  
で討論します。

私は、今議会での一般質問で、この課題について、市長のお考えを伺いました。

合併して、大きな組織になった市役所職員の意思疎通を図ることが課題である今、個々の職員の能力  
と意欲を高めるために短期間で専門性を発揮し、職員を啓発していける存在が必要なことは理解します。  
しかし、全国の例を見ても、任期付職員を採用することは、直接の上司や部下とのコミュニケーション  
が重要であると同時に、トップである市長の意向が、従来とは比較できないほど大きな影響を及ぼす  
という教訓があります。

当局の提案どおり、4人の任期付職員を採用すれば、部長や副市長任せではなく、市長みずから各  
部署に頻繁に出向いて、適切なチェックを行う姿勢が不可欠と思いますが、市長の答弁は納得できるも

のではありませんでした。特に、市長が提案されたスタッフ課長については、当該部門での議論をもっと深めてからでなければ、客観的合理性は共通認識になり得ないのではないのかと危惧します。したがって、現段階では準備不足と判断し、私はこの条例案に反対します。

以上です。

○石山米男 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、請願第7号旧館合小学校グラウンド跡地の利用についてを、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本請願は採決することについて、賛成の議員の起立を求めます。

起立ありません。したがって、請願第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第23号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立少数であります。したがって、陳情第23号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第129号横手市交流センター設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第129号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第130号横手市一般職の任期付職員の採用に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、議案第130号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第131号横手市地域公共施設整備基金条例を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第131号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第144号横手市組織体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第144号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第156号土地の処分についてを起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第156号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第157号横手市定住自立圏形成方針についてを起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第157号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております8件を除く2件について採決いたします。

2件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長の報告のとおり可決されました。暫時休憩いたします。



午前 11時54分 休憩

午後 1時20分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第146号及び議案第158号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第44、議案第146号平成22年度横手市一般会計補正予算（第6号）及び日程第45、議案第158号平成22年度横手市一般会計補正予算（第7号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（9番小野正伸議員）登壇】

○小野正伸 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第146号の審査につきましては、11月25日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教分科会、厚生分科会、産業経済分科会、建設分科会をそれぞれ設置し、審査結果をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

また、議案第158号の審査につきましては、12月8日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている4つの分科会に委嘱いたしました。

各分科会審査は12月9日に行われました。

先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案可決でありました。

議案2件について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第146号平成22年度横手市一般会計補正予算（第6号）を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第146号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第158号平成22年度横手市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第158号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎浄水場整備に関する事項について

○石山米男 議長 日程第46、浄水場整備に関する事項についてを議題といたします。

浄水場整備調査特別委員長の報告を求めます。浄水場整備調査特別委員長。

【浄水場整備調査特別委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 浄水場整備調査特別委員長 ただいまから、浄水場整備調査特別委員会の報告を行います。

初めに、上内町浄水場の老朽化に伴う浄水施設の新設に当たり、昨年12月18日委員15名で設置されました浄水場整備調査特別委員会は、本日まで二度の先進地視察や講師を招いての講習会の開催、全国各地のさまざまな浄水方式を採用している浄水場に調査を依頼し、回答を求めるなど、市民に安全・安心でおいしい水を飲んでいただくため、12回にわたり調査・検討を重ねてまいりました。その間、3月定例会と6月定例会では、それまでの調査の状況について、二度にわたって詳しく中間報告を行ったところであります。

ここに、これまでの調査・検討の結果をまとめ、報告といたします。

浄水場整備に当たっては、従来、浄水処理は一般的に200年前に考案された緩速ろ過または100年前に考案された急速ろ過により行われてきました。現在の上内町浄水場もこの急速ろ過方式を採用いたしております。

それぞれのろ過方式には、次のような特徴があります。

緩速ろ過は、原水水質が比較的きれいな場合に適する浄水方法であります。原水が細かい径の砂の層をゆっくり速度でろ過されるものであり、砂層表面には粘質膜が形成され、濁りや細菌、藻類、油や有機物の異臭味、鉄やマンガンなどが効果的に除去されます。水質も安定していますが、速度が遅いため広い用地を必要とします。

急速ろ過は、凝集沈殿処理との組み合わせにより、薬品によって、懸濁物質をできるだけ沈殿池で除去した後、砂ろ過する方式であります。ろ過速度が速いため、設備面積が小さくて済み、大量のろ過水をつくることができますが、物理的ろ過が主体であるため得られる水質は、凝集沈殿処理の良否に依

存する部分が大きく、処理操作には特別の技術が必要となります。ごく細かい懸濁物質や細菌など微生物の除去にも限界があり、また、増水時の急な濁質の増加に対してはすぐに閉塞してしまうなど、原水水質の変化の対応度が低いといえます。

このように、それぞれの浄水処理には長所、短所があり、各施設の実情に沿って選択されています。しかし、最近の浄水処理を取り巻く状況として、処理場用地の確保が困難なことによる規模や装置のコンパクト化、業務に従事する技術者不足による維持管理の簡素化や自動運転による省力化などの要求に加え、病原性微生物や、近年各地で多発している自然環境の変化に伴う豪雨などへの対応も求められております。

新浄水場の建設に当たっては、これらの対応も検討を重ねました。

近年、このような要求に対し、セラミック膜によるろ過システムは、高強度で高精度な機能特性を生かした浄水方式として、水道水の安全性を高めています。

中間報告でも詳しく触れたところでありますが、セラミック膜ろ過は、次のような特徴があります。

1、常に变化する原水状況でも、安定した浄水処理を継続することができる。特に台風や大雨などにより原水濁度が急激に変動した場合でも、ろ過性能が低下することなく、安定した運転が可能である。

2、高精度な分離特性により、孔径以上の懸濁粒子や大腸菌などの細菌類、ここが特に大切なところではありますが、クリプトスポリジウムなどの原虫などを完全に除去できます。

3、機械的強度に優れており、薬品洗浄や逆洗浄により膜ろ過性能の回復が良好で、ほぼ初期状態に回復することから、長期間の膜の使用ができ、計画的な交換が可能です。

4、遠隔操作や自動運転が可能であり、維持管理の簡素化が図られ、技術者不足の問題にも対応ができる。

5、使用後のリサイクルが可能で、自然環境に優しいなどが挙げられます。

以上の特徴なども踏まえ、新たに建設する浄水場における浄水処理方法を検討した結果、長期にわたり、安全・安心でおいしい水を供給するために、セラミック膜による浄水処理が最適であるとの結論に達し、今後の横手市浄水場整備計画においては、すべての浄水場においてセラミック膜を使用し、市民すべてに統一した安全な水を供給すべきと、特別委員会委員全員において決定いたしました。また、その前段として、原水水質を十分に掌握することが非常に重要なことでもあります。

加えて、先般、当局より上内町浄水場整備計画案の概要が示されました。特別委員会に示されたわけではありますが、それによれば、同案においても、水質の安全面、運転の安全性、建設事業費や維持管理経費、災害時の対応などを総合的に判断した結果、セラミック膜ろ過方式を採用しようとするものであります。

終わりに当たって、「水は命の源」の例えのとおり、人間は水なしでその生命を維持することはできません。安全な水の確保は、市民の生活における最も重要な要素の一つであります。

今後、水道料金の統一も予定されています。事業の推進に当たっては、これからも常に市民の方向を

向いた展開を望むものです。

以上で、浄水場整備調査特別委員会の報告を終わりますが、一言この場をおかりしながらお礼を申し上げます。

特別委員会で、セラミック膜でやると、やったほうが良いと結論が出た後なのですが、実は、ミネラルウォーターなどペットボトルに詰めて販売している水がたくさん種類がありますが、そういう水をつくるに、食品衛生法上どのような方法があるのかということで、問い合わせを事務局を通じていたしました。

返ってきた答えは、要約すると2つのことがありました。一つは、加熱をすること、殺菌すること。いま一つはろ過をすることとありましたので、このろ過とはどういう状態のことを言うのかということを知りたいと思ったら、最近の膜によるろ過だと、そして保健所の許可を検査が何十回かやられるわけですが、それで検査で合格になれば、ペットボトルに詰めても売りにいいというようなことがわかりました。

今回、セラミック膜でやることになった、結論に至った。こういう水道水をつくりますと、ペットボトルに詰めて売るとの安全な水が配水池から市民に供給できることがわかりました。

このような結論に至ることになったのは、議長を初め、ここにおいでの方の議員の皆さんの発議によって、浄水場整備調査特別委員会をつくっていただいた結果であると、議長を初め議員全員に心からお礼を申し上げます。

2年前一般質問でありましたが、一般質問に答えるような形で、横手市長は横手川の水質を考えるとセラミック膜が一番いいのではないかと、最新の浄水施設でやりたいと、こういうような市長答弁がありました。市民に安全・安心な水を供給するため、早くから市長が検討しておったと、この市長の先見性に心から感謝を申し上げ、深甚の敬意を表しまして、お礼のあいさついたします。ありがとうございました。

○石山米男 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで、浄水場整備調査特別委員長の報告を終了いたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第8号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第47、議会案第8号TPPの参加に反対する意見書を議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議会案第8号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第8号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第9号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第48、議会案第9号雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第9号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会案第10号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第49、議会案第10号EPA交涉及び緊急需給調整対策等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第10号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第10号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議会案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会案第11号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第50、議会案第11号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の締結に反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第11号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○石山米男 議長 これで平成22年第7回横手市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時05分 閉 会

